

矢巾町内の事業者の皆様

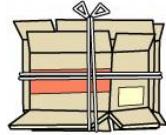
資源化可能な事業系古紙類の 搬入規制が始まります！

令和5年4月1日から開始

事業系ごみの減量及び資源化を推進するため、令和5年4月1日から資源化可能な事業系古紙類の5品目を盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターに搬入することができなくなります。資源化可能な事業系古紙類の分別とリサイクルにご協力をお願いいたします。

◎清掃センターで搬入が規制される事業系古紙類

- ①新聞・チラシ
- ②雑誌(カタログやパンフレット(会社案内)を含む)
- ③段ボール
- ④OA紙(ただし、機密文書やシュレッダー紙は、これまでどおり搬入できます)
- ⑤雑がみ



【雑がみの例】

- ・厚紙
- ・封筒(窓は切り取ること)
- ・菓子箱
- ・紙ファイル(留め具は外すこと)
- ・ロールの芯
- ・カレンダー(金属部分は取ること)
- ・6缶パック包装
- ・ティッシュ箱(ビニールは取ること)



※以下の資源化できない紙類(禁忌品)は、これまでどおり可燃物として清掃センターに持ち込むことができます。

- ・汚れた(濡れた)紙
- ・匂いのついた紙
- ・圧着はがき
- ・感熱紙
- ・裏カーボン紙
- ・ノーカーボン紙
- ・粘着物が付着した封筒
- ・シール
- ・防水加工された紙
- ・印画紙の写真
- ・インクジェット写真プリント用紙
- ・金銀などの金属が箔押しされた紙
- ・捺染紙 等

◎資源回収業者へ持ち込めば無償で引き渡すことができます

例えば、100 kgの古紙を清掃センターに搬入していたとすると、1,050 円(10 kgまでごとに 105 円)の手数料がかかる計算になりますが、資源回収業者へ引き渡すことでコスト削減が見込めます。量によっては、買い取りとなる場合があります。

業者名	住所	電話番号
アリス株式会社	盛岡市神子田町 21 番 15 号	624-1136
岩手中央リサイクルセンター	盛岡市みたけ三丁目4番 37 号	648-0020
株式会社佐藤英夫商店	盛岡市三本柳 23 地割 104 番地1	638-8910
株式会社高良 盛岡南営業所	矢巾町大字広宮沢第3地割 401 番地	698-3330
有限会社ホヤマ資源	盛岡市南青山町2番 21 号	647-2052
株式会社丸久商店	盛岡市新庄町1番1号	624-4067
有限会社ヨウキサービス	矢巾町大字広宮沢第2地割 76 番地	697-4187

※50 音順